

米沢市総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市のまちづくりにおける最上位計画をいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策の基本的方向、体系等を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 本市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための指針として総合計画を策定する。

(基本構想及び基本計画の策定等)

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、米沢市総合計画審議会条例(昭和 40 年米沢市条例第 22 号)第 1 条の規定により設置された米沢市総合計画審議会に諮問し、及び議会の議決を経なければならない。

(実施計画の策定等)

第 5 条 市長は、基本計画に基づき、実施計画を策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 市長は、各種の計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。